

第4章 具体的な取組

I 取組編

1 基本施策

基本施策は、自殺対策の基本となる施策であり、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」でも、全国的に実施されることが望ましいとされているものです。本計画では、以下の5項目を基本施策として推進します。

- 基本施策1 市町村への支援の強化
- 基本施策2 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策3 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策4 県民への啓発と周知
- 基本施策5 生きることの促進要因への支援

基本施策1 市町村への支援の強化

市町村は県民にとって最も身近な行政機関であり、生活する上での困りごとの解決や、各種の相談窓口など様々な役割を担っています。問題を抱えた人の最初の相談先となることが多く、県民に最も近い位置で自殺対策に取り組む機関として重要な役割を担っているため、群馬県自殺対策推進センターや地域の保健福祉事務所が中心となり、これまで以上に市町村が行う自殺対策を支援します。

(取組内容)

ア 群馬県自殺対策推進センターの運営

群馬県こころの健康センター内に設置された自殺対策推進センターにおいて、若年層やハイリスク者などの対策に重点的に取り組むと同時に、市町村と協力して地域レベルの取組を推進します。【障害政策課、こころの健康センター】

イ 地域自殺対策連絡会議の実施

各保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、地域の民間・関係団体等で構成する地域自殺対策連絡会議を開催し、市町村や関係機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

また、身近なところで相談・支援が受けられる、顔の見えるネットワークづくりを支援します。【保健福祉事務所、こころの健康センター】

ウ 県と市町村による連携強化のための会議の実施

地域ごとに実施するワーキング会議等により、本県における自殺の現状や自殺対策の課題等を市町村と共有し、市町村の取組を推進します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ ゲートキーパー研修開催支援

地域レベルでゲートキーパーの育成を推進するため、市町村と協力して住民を対象としたゲートキーパー養成研修を実施するほか、新たにゲートキーパー養成研修の講師となれる人材の育成を推進します。【こころの健康センター】

オ 市町村が実施する自殺対策事業への支援

自殺対策強化事業交付金を活用し、市町村が独自に行う自殺対策事業の実施を支援します。【障害政策課】

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない群馬県」を実現するためには、県、市町村、民間団体・関係団体、企業、県民等が連携して自殺対策を総合的に推進する必要があります。そのため、各関係者が集まる協議会等の場を活用し、連携・協働してより一層自殺対策を推進する体制を構築します。

(取組内容)

ア 群馬県自殺対策連絡協議会の実施

県、市町村、医療機関を始め、経済、労働、司法、福祉、教育、警察、大学等の各機関や団体が行う自殺対策が効果的に行われるよう、群馬県自殺対策連絡協議会を定期的に開催し、関係機関・団体等との連携による総合的な自殺対策を推進します。【障害政策課】

イ 群馬県自殺対策庁内連絡会議の実施

自殺の要因として考えられる事項は、心や身体の病気、経済問題、労働問題、人間関係、家庭問題など多岐に亘っており、複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いため、自殺対策においてはこれらの関係部署と協力しながら取り組むことが必要です。

自殺対策を全庁的に推進するため、庁内連絡会議において関係各課と情報共有し、連携を図りながら各施策を推進します。【障害政策課】

ウ 地域自殺対策連絡会議の実施（再掲）

各保健福祉事務所において、保健、福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、地域の民間・関係団体等で構成する地域自殺対策連絡会議を開催し、市町村や関係機関、関係団体等とともに地域の実情に応じた対策を推進します。

また、身近なところで相談・支援が受けられる、顔の見えるネットワークづくりを支援します。【保健福祉事務所、こころの健康センター】

エ 県と市町村による連携強化のための会議の実施（再掲）

地域ごとに実施するワーキング会議等において、本県における自殺の現状や自殺対策の課題等を市町村と共有し、市町村の取組を推進します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策の推進においては、様々な悩みや困難を抱える人に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるようになることが非常に重要です。行政職員、窓口担当者、一般県民など、幅広い分野の関係者に対してゲートキーパー養成研修を行うほか、研修の講師となれる人材の育成を推進します。

また、教職員や各種相談窓口の担当者に対して、自殺予防に関する正しい知識の普及や相談技術の向上を図ります。

（取組内容）

ア ゲートキーパーの養成

自殺に関する正しい知識の普及と身近な人の「気づき」を促すため、行政関係職員、民生委員・児童委員、一般県民等に対して「群馬県版ゲートキーパー手帳活用研修」を実施するほか、自殺予防等に自主的に取り組む民間団体等が実施するゲートキーパー養成の取り組みを支援します。また、支援機関の職員や教職員を対象に、自殺の危機にある人への初期介入スキルの習得を支援します。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

イ ゲートキーパー研修開催支援（再掲）

地域レベルでゲートキーパーの育成を推進するため、ゲートキーパー養成研修の講師となれる人材の育成を推進します。【こころの健康センター】

ウ 地域保健・福祉関係者に対する研修

市町村保健福祉担当スタッフ等に対して、精神疾患や心の健康づくり、自殺予防に関する研修を実施します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ かかりつけ医・医療関係者に対する研修

うつ病等の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対して、うつ病対応力やアルコール問題対応力を向上させるための研修を実施します。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

オ 教職員に対する研修

児童生徒の心の悩みの早期発見・心のケアに関することなどについて、教職員に対する研修を実施します。【人権男女・多文化共生課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、総合教育センター】

カ 自殺の社会的要因に対応する職員等に対する研修

自殺の原因・動機となり得る問題（多重債務、事業不振、生活困窮、子育てや介護の悩み、精神疾患）に関する相談機関の相談員等に対して、相談技術の向上についての研修を実施します。【消費生活課、子育て・青少年課、児童福祉課、児童相談所、健康福祉課、介護高齢課、こころの健康センター、薬務課、産業政策課、労働政策課】

基本施策4 県民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であること、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが共通認識となるよう、自殺や心の病に関する正しい知識の普及啓発や、相談窓口等に関する情報について、積極的に情報を発信していきます。

（取組内容）

ア 自殺予防月間（9月）／自殺対策強化月間（3月）での普及啓発の実施

自殺や心の病についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、これらに対する偏見をなくすため、9月10日の「世界自殺予防デー」、9月10日から16日までの「自殺予防週間」に因んで、本県では9月を「自殺予防月間」と設定しています。

この9月の自殺予防月間と、国で設定している3月の自殺対策強化月間では、県、市町村、関係機関が連携して、幅広い県民の参加による啓発活動を集中的に推進し、県民の理解を促進します。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所、広報課】

イ 自殺予防やうつ病等に関する普及啓発

講演会、啓発資料の配布等により、うつ病や自殺に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図ります。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所、広報課】

ウ 自殺対策総合ホームページ等管理

自殺対策に関する情報や各種相談窓口について、群馬県自殺対策ホームページ「いのち・つなぐサポートサイト」やこころの健康センターホームページを通じて、広く県民に提供します。【障害政策課、こころの健康センター】

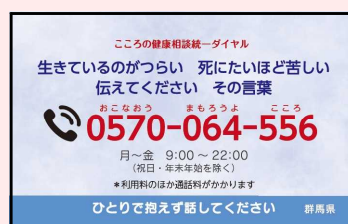
自殺予防に関する広報・相談窓口

〇こころの健康相談統一ダイヤル

自殺予防を目的とした電話相談です。「生きる希望が持てない」などと自殺に心が傾いている人、家族や知人から死にたいと相談された人、身近な方が自死されてつらい気持ちを抱えた人などからの相談に応じています。

また、統一ダイヤルの情報を必要としている人の元に届けるため、ポケットティッシュやカードサイズのダイヤル案内を作成し、様々な機会を通じて配布しています。

- ・相談日 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- ・時間 午前9時～午後10時
- ・専用電話 0570-064-556
(おこなおうーまもろうよーこころ)



【こころの健康統一ダイヤル案内カード】

〇若い世代に向けた自殺対策動画

群馬県では、若い世代の死因の第1位が「自殺」であることを踏まえ、若者に対して県の相談窓口に関する情報をしっかり届け自殺を未然に防ぐために、若い世代の自殺予防に向けた動画（2本）を制作しました。

動画の制作に当たっては、県内の大学生から意見を聴き、参考とさせていただきました。

動画は2種類作成しており、YouTubeや群馬県公式動画サイト「ぐんまちゃんTV」で公開しています。

(1)「君が話したいこと、それだけでいいから」(90秒)

群馬県出身のアーティスト、NAIKA MCさんを起用し、ラップを通じて、悩み苦しんでいる方に向けて「思いとどまって、あなたの話を聴かせてほしい」というメッセージを伝えます。

(2)「違和感、それは気づきのはじまりです」(90秒)

アニメーションを活用し、悩んでいる方の周囲にいる人に向けて、悩み、苦しんでいる方の「SOSを見落とさないでほしい」というメッセージを伝えます。



「君が話したいこと、それだけでいいから」



「違和感、それは気づきのはじまりです」

基本施策5 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれるという危機は、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときに高くなると言われています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取組も併せて実施することが重要です。

双方の取組を通じて自殺リスクを低下させるため、相談体制の充実、自死遺族の支援、居場所づくりなどを「生きることの促進要因への支援」として推進します。

(取組内容)

ア こころの健康相談統一ダイヤル

厚生労働省が運用している全国共通の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、悩みやつらい気持ちを抱えた方の相談に応じます。【こころの健康センター】

イ 精神保健相談

面接、電話により、こころの健康に関する相談に応じます。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ 遺された人への支援

自死により家族等を亡くされた方からの相談を受けるほか、遺族同士が安心して思いを語れる交流の場として、自死遺族交流会を開催します。

また、学校で自殺事案が発生した場合、スクールカウンセラーやスーパーバイザー等の派遣を行い、児童生徒のこころのケアを支援します。【こころの健康センター、義務教育課】

エ 居場所づくり

困難や孤独を抱えた方等にとっての「生きることの促進要因」となるよう、居場所づくりや人材の育成等を通して、子どもや高齢者の活動の場を整備します。【子育て・青少年課、児童福祉課、地域包括ケア推進室、介護高齢課、生涯学習課】

自死遺族支援

家族等の大切な人を自死で亡くしたとき、遺された人は、突然の出来事に心の準備ができておらず、その事実をどう話せばよいのか戸惑い、なるべく周囲に気づかれないように生活しながら、悲しみ、苦しみ、不安や怒りと向き合い、つらさを一人で抱えている場合が多いと言われています。

群馬県では、御遺族等が安心して相談できる場、同じ経験を持つ者同士で体験や悩みを安心して語れる場を提供することにより、悲嘆からの回復を支援しています。

○自死遺族相談

家族等を自死でなくされた方を対象に、精神科医師・保健師が相談に応じます。
(毎月1回)

○自死遺族交流会

事前に自死遺族相談を受けた方を対象に、同じ経験を持つ者同士で、安心して自らの体験や悩みを語り合うことができる場として開催しています。(毎月1回)

○リーフレットの作成

大切な方を自死により亡くされた方のために、交流会の御案内や悲しみの中でも必要な手続き等についてお伝えするために作成しています。

リーフレットは、こころの健康センター、保健福祉事務所、市町村などで配布しているほか、群馬県自殺対策ホームページ「いのち・つなぐサポートサイト」

(<http://www.ikiru-gunma.jp/>) にも掲載しています。



【自死遺族の方へのリーフレット】

2 重点施策

本県の自殺の現状から、特に対策が必要と思われる人たちを対象とした施策を重点的に進めていきます。本計画では、以下の5項目を重点施策として推進します。

- 重点施策1 若者の自殺対策の推進
- 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進
- 重点施策3 生活困窮者の自殺対策の推進
- 重点施策4 就業者の自殺対策の推進
- 重点施策5 ハイリスク者への支援

重点施策1 若者の自殺対策の推進

本県では、自殺者数が減少傾向にある年代が多い中で、10代の若者の自殺者数は、平成9年以降横ばいで推移しており（第2章図8）、15～39歳の死因の第1位は自殺となっています。（第2章表2）

また、自殺対策に関する意識調査では、児童生徒が自殺予防について学ぶ機会について、8割以上の人があったほうがよいと回答しています。（第2章図27）

そのため、若年層を対象に、S O Sの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進します。

（取組内容）

ア S O Sの出し方に関する教育等の推進

困難やストレスに直面した児童・生徒が、自発的に助けを求めることができるようになることや、友人のS O Sに気づくことができるようになることを目的として、県内の学校におけるS O Sの出し方に関する教育等を推進します。【義務教育課、高校教育課、健康体育課、こころの健康センター、学事法制課】

イ SNSを利用した相談

電話や対面での相談に抵抗がある生徒を対象に、LINE等のSNSを活用した相談事業を実施します。【高校教育課】

ウ 児童・生徒に対する心の教育

児童生徒の自殺予防に資する教育の実施として、学校において「命の大切さ」を実感できる教育を推進します。【人権男女・多文化共生課、児童福祉課、食品・生活衛生課】

エ 学校における相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や緊急時のスーパーバイザーの派遣により、学校にお

ける相談体制の充実を図ります。【義務教育課、高校教育課】

オ いじめを苦しめた子どもの自殺予防

県内の学校において、児童生徒による主体的ないじめ防止活動を推進します。【義務教育課、高校教育課】

カ インターネット・SNSの正しい利用に関する教育等

インターネット関連のトラブルから身を守るための啓発、SNSに関連する問題の防止を目的とした教職員への研修、プロバイダに対する有害情報の削除要請など、インターネットに起因するトラブルから若者を守るための施策を推進します。【子育て・青少年課、義務教育課、高校教育課、総合教育センター、県警本部サイバー犯罪対策課】

キ 教職員等に対する研修

児童生徒の心の悩みの早期発見・心のケアに関することなどについて、教職員や青少年相談関係者に対する研修を実施します。【人権男女・多文化共生課、子育て・青少年課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、総合教育センター】

ク 子育て・教育等に関する相談

教育や子育てに関して、来所や電話による相談、情報提供を行います。【児童福祉課、総合教育センター】

ケ 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者の居場所づくりを推進するため、就業・修学の支援や、人材育成等を行う民間団体への補助等を行います。【子育て・青少年課、児童福祉課、こころの健康センター、労働政策課、生涯学習課】

コ 子ども・若者対策の推進

すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる力を活かしながら社会の中で「自立・共生・参画」できるようになるため、様々な施策を総合的に推進します。【子育て・青少年課】

コラム3

群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラム

群馬県では、県教育委員会の協力のもと、健康センターが中心となり、平成30年度に群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラムを作成しています。

このプログラムは、生徒一人ひとりが自分は大切な存在であるということに気づき、ストレスへの様々な対処法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するための行動がとれるようになることを目的としたものです。

プログラムは、通常の授業の1コマで実施可能な内容であり、スライドに基づいた講師（担任またはスクールカウンセラー、養護教諭、保健師など）による講話と、クラス内でのワークにより構成されています。

平成31年度以降、県内の中学校での実施を推進していきます。

【スライドの一例】



重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

平成24年から平成28年までの5年間の自殺の特徴を年齢別にみると、自殺者数で最も多いのは60歳以上の高齢者です。（第2章図4）

高齢者の自殺の原因としては、病気やそれによる心の不調、介護による疲れ、孤独感など様々な要因が考えられるため、関連施策を幅広く自殺対策として捉えて取り組む必要があります。

高齢者やその家族が抱える諸問題に対する相談事業を行うほか、元気な高齢者が地域の「支え手」として活躍できるよう、高齢者の社会参加や社会貢献の場を整備するとともに、健康づくりや生きがいづくりなどに対する支援等も推進していきます。

（取組内容）

ア 相談窓口の運営や在宅介護者の支援

高齢者及び家族が抱える問題、認知症に関する問題等についての相談の受付や、情報提供を行います。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅介護者への支援を行います。【地域包括ケア推進室、介護高齢課】

イ 高齢者の孤立防止

生きがいの喪失や不安感の一因となる孤立を防止するため、一人暮らし高齢者の実態把握や、民間事業者・団体と連携した見守り活動の推進等に取り組みます。【健康福祉課、介護高齢課】

ウ 介護予防対策の推進

高齢者が地域において孤立することなく生きがいを持って生活できるよう、市町村における「通いの場」の開催といった介護予防推進の支援のほか、生活支援コーディネーターの養成等を通して、地域における生活支援の充実に取り組みます。【地域包括ケア推進室】

エ 高齢者が活躍できる社会づくり

介護保険制度を活用したボランティアポイント制度や、協賛店の協力によるシニアパスポート制度等により、高齢者の健康維持や地域での活躍を促進します。また、関係団体への支援を通して、高齢者の生きがいづくりを促進します。【介護高齢課】

オ 高齢者の就業支援

シニア就業支援センターの運営により、中高年齢者等を対象とした再就職相談・支援のほか、多様な就業ニーズに対応した相談や情報提供を実施します。【労働政策課】

重点施策3 生活困窮者の自殺対策の推進

自殺者に占める職業別の割合では、無職者（失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者）が53.1%を占めており、そのうち15.8%が失業者、年金・雇用保険等生活者となっています。（第2章図9）

さらに、平成25年から平成29年の5年間に自殺で亡くなった人の原因・動機別の状況を見ると、男性では経済・生活問題を理由とするものが健康問題の次に多くなっており、生活困窮が自殺の一因となっていることが考えられます。（第2章図12）

そのため、生活困窮者自立支援制度との連携を深め、経済的支援や心身の健康のサポートなど、関係部局と連携した包括的な支援に取り組んでいきます。

（取組内容）

ア 生活困窮者への支援

制度の実施や従事者の資質向上のほか、平成28年7月14日付け厚生労働省大臣官房参事官通知「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局及び相談支援機関との連携を推進し、相談者が抱える問題に対して早期に適切な支援が行える協力体制を構築します。また、平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知『「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について』を踏まえ、ひきこもり支援施策との連携を図ります。【健康福祉課、障害政策課、こころの健康

センター、保健福祉事務所】

イ 多重債務者への支援

多重債務者に対する無料相談会や、その場での保健師によるこころの相談を行うほか、相談員に対する技術向上研修を行います。【消費生活課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ 失業者への支援

失業者、高齢者、若者の就業を支援するため、就職相談や情報提供を行う相談窓口を運営します。【労働政策課】

エ 経営者への支援

中小企業者への経営相談や商工団体が行う相談等を支援することにより、企業の経営改善、再建等を支援します。【産業政策課、商政課】

オ 母子家庭等への支援

ひとり親家庭に対して、生活一般に関することや就業に関する相談を行い、経済的自立を支援します。【児童福祉課、保健福祉事務所】

重点施策4 就業者の自殺対策の推進

平成24年から平成28年までの5年間の自殺の特徴をみると、自殺者全体の4割弱が有職の方となっています。（第2章図4）

就業者の自殺の要因としては、職場環境の変化、長時間労働、仕事のストレス、職場の人間関係など勤務・経営に関するものが一因となっていると考えられるため、労働者のメンタルヘルスや経営者の意識改革等に取り組みます。

（取組内容）

ア 労働相談の実施

労働相談の実施や相談員の資質向上により、働く人のメンタルヘルスの向上を図ります。【労働政策課】

イ 企業関係者等への啓発

経営者や企業関係者等に対する研修・啓発により、働く人のメンタルヘルスの向上や職場環境整備の推進を図ります。【産業政策課、労働政策課】

ウ 職場環境整備の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現等に取り組む企業を支援することにより、働きやすい職場環境づくりを推進します。【労働政策課】

重点施策5 ハイリスク者への支援

自殺の危険因子には、過去の自殺未遂、精神疾患（うつ病、アルコール・薬物依存、統合失調症等）、身近な人の自殺などがあります。

このうち自殺未遂に関しては、本県の自殺者に占める自殺未遂歴のある人の割合は、全国と同様に女性が男性を大きく上回っています。また、男女とも全国よりも若干高い割合となっています。（第2章図14）

関係機関と連携した自殺企図者・未遂者支援のほか、様々な疾患のある人に対するケアを行うとともに、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

（取組内容）

ア 自殺未遂者・企図者への支援

警察、消防、救急告示病院、市町村等の関係機関との情報共有により、自殺企図者を相談支援の窓口につなげるほか、未遂者支援に関わる関係者のネットワーク構築や資質の向上を図ります。

また、個別に継続して支援の必要があるケースについては、訪問や見守りなどきめ細かい対応を行います。【こころの健康センター、保健福祉事務所、県警本部生活安全企画課】

イ 相談体制の充実と周知

こころの健康相談統一ダイヤル、精神保健相談、夜間の相談受付やメールによる相談などにより、自殺のハイリスク者に寄り添った対応を行います。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

ウ 精神科救急業務と退院後の支援

精神症状による自傷他害の恐れがある方への診察・精神科医療へのつなぎや、精神科病院を退院した方が地域で安定した生活を送るための支援を行います。【こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ 依存症患者への支援

薬物依存やアルコール依存に関する啓発活動、相談窓口の実施、家族教室等により依存症患者やその家族を支援します。【薬務課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

3 生きる支援関連施策

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であることから、既存事業を最大限に活かし、自殺対策の観点を加えて実施していくことが必要です。そのため、基本施策、重点施策に加えて、幅広い分野における関係者の連携や相談体制の充実など、自殺対策となり得る事業を「生きる支援関連施策」として実施します。

(取組内容)

ア メンタルヘルスに関する研修等

教職員や職場で指導的立場にある人を対象に、メンタルヘルス等に関する研修やそれに関連する事業を実施し、働く人の健康増進を図ります。【自治研修センター、総務事務センター、医務課、福利課、総合教育センター】

イ 自殺対策に関連する分野での関係者の連携

ひきこもり、依存症といった様々な問題に対して、対策の検討や情報共有のため、関係者間の連携を推進します。【保健予防課、こころの健康センター、保健福祉事務所、県警本部広報広聴課】

ウ 精神障害者への支援

地域で暮らす精神障害者を適切な医療等につなぐため、地域精神保健活動を行います。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】

エ 被災者に対するこころのケア

災害発生時に被災者の心のケアに対応できるよう、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制を整備します。【障害政策課】

オ 児童虐待の防止

自殺リスクの一つである児童虐待の発生予防、早期発見、保護・自立支援までの総合的な対策や、医療機関における虐待対応力の強化等に取り組みます。【児童福祉課、児童相談所】

カ 幅広い分野での相談体制の充実

犯罪被害者、難病患者、妊産婦等に対する相談支援を実施します。【消費生活課、人権男女・多文化共生課、女性相談所、ぐんま男女共同参画センター、児童福祉課、保健予防課、保健福祉事務所、健康体育課】

キ 自殺に関する危険要因への対策

危険な薬物やインターネット上の自殺予告への対策を通して、自殺に関連する危険要因を減少させます。【薬務課、技術支援課、県警本部サイバー犯罪対策課、県警本部子ども・女性安全対策課】

ク 民間団体への支援

自殺対策に関連する事業を行う民間団体等を支援します。【障害政策課、こころの健康センター、保健福祉事務所】